

## 「部落差別解消推進法」成立にあたって（声明）

2016年12月9日、参議院本会議において「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消推進法」）が自民、公明、民進などの賛成により可決、成立した。

この法律（案）について、部落問題研究所は去る5月29日に開いた2016年度定時総会において、研究所総会としては異例ともいえる「法案」に「反対する決議」を採択した。それは研究所創立60周年記念事業「部落問題解決過程の研究」の成果に照らしてみても、高度経済成長期の大きな社会構造の変化を経て不可逆的に進行してきた部落問題の解決に逆行するものであって、到底容認できないと考えたからであった。

1969年の同和对策事業特別措置法以降33年に及ぶ特別対策の結果、「部落」の状況は激変した。この点について所管省である総務省地域改善対策室は、「特別対策を終了し一般対策に移行する主な理由」として、①膨大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化、②特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効ではない、③人口移動が激しい状況の中で、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難、をあげ（2001年1月26日「今後の同和行政について」）、また2002年3月29日の「同和関係特別対策の終了に伴う総務大臣談話」においても同様に状況の激変を確認してきた。「部落差別解消推進法」は、こうした行政上の取組みの成果をくつがえすものである。

すでに指摘してきたように、この法律は「部落差別」の「解消」といいながら「部落差別」の定義すらなく（第1条）、にもかかわらず国及び地方公共団体に「部落差別の解消」に関する「施策」の実務を「責務」として課す（第3条）。さらに「部落差別の実態に係る調査を行う」とさえする（第6条）。

衆参法務委員会の質疑の中で、「部落差別」の定義について問われても法案提案者は的確に答えることが出来ないなど、あいまいな答弁に終始している。そのことは、提案の「理由」が第1条の「目的」をそのまま繰り返しただけで、適切な理由説明ができていないことにも現れている。また、参議院法務委員会で12月6日に行われた参考人質疑で、4人の参考人の中、「今日、部落差別が存在し、厳しい実態」にあると述べ積極的に賛意を示したのが部落解放同盟中央本部書記長1人に止まっていたことも、法案の問題点を示している。

とりわけ看過できない重大な問題は、旧同和对策事業特別措置法などは期限の定めのある時限法であったのに対して、「部落差別解消推進法」は時限の定めのない恒久法である点である。これは法律によって「部落差別」を半永久的に存在させることを意味する。つまり、法的に人々を「部落差別」を受ける人と「部落差別」をする人とに分断し、かつ半永久的に固定化、永続化するものである。

これは、部落差別のない世の中を目指して、そのための運動など必要のない社会をつくり出すために数多くの先人が積み重ねてきた努力を愚弄するものと言わざるをえない。

私たちは、この法律の運用にあたって、まず最も問題は発生し困難が生じると懸念される地方自治体の動向を注視し、部落問題研究所に課せられた任務を果たしていく所存である。

2016年12月16日  
公益社団法人部落問題研究所理事会